

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和元年 9 月 5 日（木）
午前 9 時
場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 請願第 3 号 小学校・保育園が無くなる津布田地域のまちづくりの方針の策定を要望する請願書
- 2 議案第 7 5 号 山陽小野田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (消防)
- 3 議案第 8 0 号 物品の購入について (消防)
- 4 議案第 6 9 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (人事)
- 5 議案第 7 0 号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について (人事)
- 6 議案第 7 1 号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について (人事)
- 7 議案第 7 2 号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 8 議案第 7 3 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- 9 議案第 7 4 号 重複地番解消のための山地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (税務)
- 10 議案第 8 1 号 新市建設計画の変更について (企画)
- 11 承認第 4 号 埴生小・中学校整備事業（児童棟新築 機械設備工事）請負契約の一部変更に係る専決処分について (教育総務)

「会計年度任用職員制度」に関する議案参考資料

総務部人事課

- 議案第69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第71号 山陽小野田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 議案第70号 山陽小野田市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 議案第72号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに期限付き任用である「会計年度任用職員制度」が新設されたことに伴う所要の改正。

これに伴い、本市の臨時職員及び非常勤特別職は、令和2年度から会計年度任用職員に統合する。

◎会計年度任用職員制度の概要

(1) 任期

1年以内（その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内）。再度任用することは可能

(2) 条件付採用

有（原則として1月間）

(3) 服務及び懲戒

地方公務員法が適用されることから服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となる。

ただし、パートタイムは、営利企業への従事等の制限が適用されない。

(4) 人事評価

評価対象となる。

(5) 給与

		フルタイム	パートタイム		
		臨時職員	非常勤特別職	非常勤臨時職員	
現行	人数 (H31. 4. 1)	132	9	72	
	給料区分		賃金	報酬	賃金
	諸手当	通勤手当	○	—	—
		特殊勤務手当	—	—	—
		時間外勤務手当	○	—	○
		期末手当	年 20 日分	—	—
		退職手当	—	—	—
	共済	健康保険	協会健保	協会健保又は国保・年金	
		年金			
		雇用保険	○	○	○(※3)
公務災害		市町組合	市	市町組合	

		フルタイム会計 年度任用職員	パートタイム会 計年度任用職員		
新制度	人数	132	81	月額、日額、時給	
	給料区分		給料		報酬
	諸手当	通勤手当	○	費用弁償	非常勤特別職 ・ 母子相談員 ・ ことばの支援員 ・ 子育てコンサルティング ・ 英語指導助手
		特殊勤務手当	○	報酬	
		時間外勤務手当	○	報酬	
		期末手当	職員に準ずる	○	
		退職手当	○(※1)	—	
	共済	健康保険	協会健保/ 共済組合(※2)	協会健保又は 国保・年金	
		年金			
		雇用保険	×(※1)	○(※3)	
公務災害		市町組合/ 公務災害(※2)	市町組合		

※1 退職手当は、12 月を超えて任用された場合に支給対象。その場合、雇用保険は非適用

※2 2 年目以降

※3 雇用保険は、正規職員の勤務時間の 2 分の 1 以上勤務する者に適用

(6) 休暇等

国の非常勤職員に準ずる。(労働基準法適用)

有給・・・年次有給休暇、特別休暇(公民権の行使、災害ほか)

無給・・・特別休暇(産前・産後休暇、保育時間、子の看護、短期の介護、介護、生理日の就業困難など)、病気休暇

育児休業・・・引き続き在職した期間が1年以上であること。

山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要

1 条例改正の趣旨

平成31年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例等の規定整備を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 車体課税の大幅見直し（軽自動車税）

消費税率10%への引上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。

①需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

(附則第15条の2、附則第15条の6)

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用で乗用の軽自動車について、環境性能割の税率を1%分軽減する。

これによる地方税の減収は、全額国費で補てんする。

【軽自動車（自家用）】

燃費基準値達成度等	税率	臨時的軽減
電気自動車等	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+20%達成車		
平成32年度燃費基準+10%達成車		
平成32年度燃費基準達成車	1.0%	非課税
平成27年度燃費基準+10%達成車	2.0%	1.0%
上記以外		

※燃費基準・・・国土交通省が省エネ法に基づき設定。環境問題解決のために自動車メーカーに対して一定の基準を設けたもの。(低燃費車は経済性が高く、排出ガスの削減も大きいため、環境面において好影響であるため。)

②グリーン化特例（軽課）の大幅見直し（令和3年4月1日から適用）

(附則第16条、附則第16条の2)

環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

消費税率引上げに配慮し、現行制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

=参考=

【令和元年10月1日からの軽自動車税について】

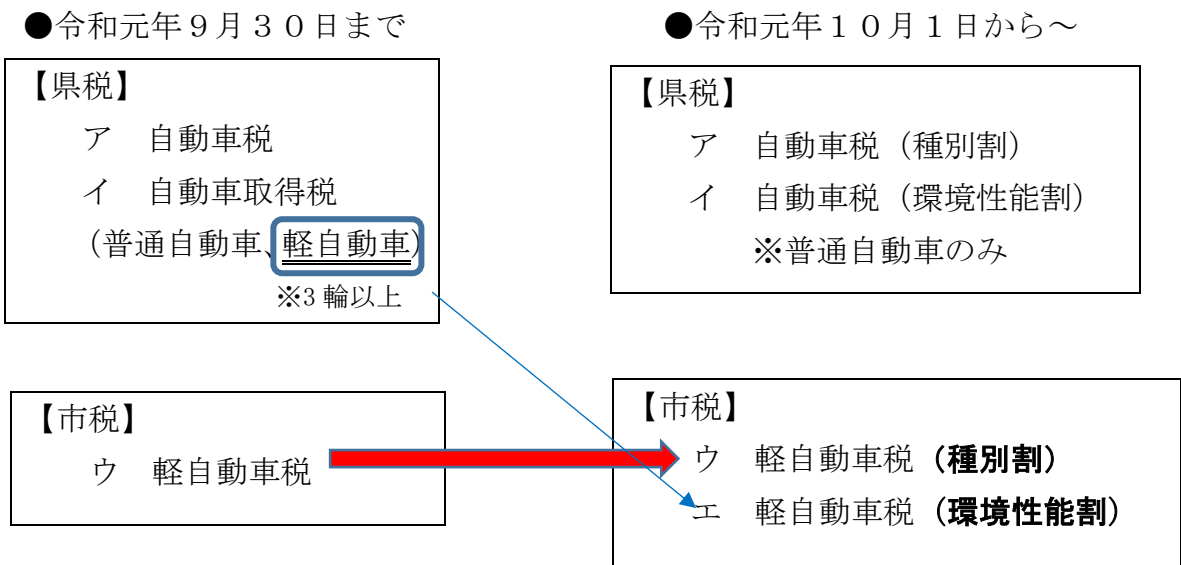
平成28年度の税制改正により、消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止し、自動車の取得に係る税として、『環境性能割』が創設される。

また、現行の軽自動車税の名称が『種別割』に変更となる。

この改正に伴い、軽自動車税は『環境性能割』と『種別割』の2つで構成される。

(改正条例は平成29年3月24日に公布)

なお、環境性能割の賦課徴収は、当面、山口県が行う。



(2) 個人住民税の見直し

①個人住民税の非課税措置 (令和3年度分 個人住民税から適用)

(第24条、第36条の3の2、第36条の3の3)

子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、令和3年度分以降の個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

②個人住民税の申告書の記載事項について (令和3年度分 個人住民税から適用)

(第36条の3の2、第36条の3の3)

個人住民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載し、申告する。